

第 9 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成30年9月18日(火) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 2 太田^{おおた} 義政^{よしまさ}・3 坂倉^{さかくら} 行光^{ゆきみつ}・4 田村^{たむら} 明^{あきら}・5 前川^{まえかわ} 洋子^{ようこ}
8 喜多^{きた} 義幸^{よしゆき}・12 浅生^{あさお} 哲也^{てつや}・13 平井^{ひらい} 秀次^{ひでつぐ}・19 佐野^{さの}すま子^こ
21 坂野^{さかの} 大徹^{だいてつ}・24 川邊^{かわべ} 千秋^{ちあき}

以上10名

欠席委員 1 太田^{おおた} 泰弘^{やすひろ}・9 石井^{いしい} 康弘^{やすひろ}・10 川口^{かわぐち} 邦次^{くにじ}・11 横山^{よこやま} 帛生^{はくお}

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 喜多 義幸

事務局職員 加賀主幹・竹田主査

総合支所 河芸：倉田主事補 美里：紀平担当主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 21 坂野^{さかの} 大徹^{だいてつ}・24 川邊^{かわべ} 千秋^{ちあき}

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
報告第7号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長

それでは第9回第1農地部会を開催させていただきます。

本日の欠席は、1番の太田泰弘委員、9番の石井康広委員、10番の川口邦次委員、11番の横山帛生委員の4名の欠席ということで、出席委員は10名です。

それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

21番の坂野大徹委員、24番の川邊千秋委員、よろしくお願いします。

まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第7号まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局

はい。座って説明させていただきます。報告案件の説明前に、恐れ入りますが、13日付にて許可申請書の取下げがありましたので、議案書の訂正が3か所発生しております。修正をよろしくお願いいたします。

まず1か所目は、1ページ目になります。番号1及び番号2を削除願います。

次に2か所目ですが、12ページの議案第1号、番号1を削除願います。

次に3か所目ですが、13ページの合計欄をご覧ください。取り下げに伴いまして合計数字に修正が生じておりまして、合計件数7件を6件に、合計面積13,103㎡を7,686㎡に変更願います。

内訳の田6,597㎡を1,601㎡に、畑6,506㎡を6,085㎡にそれぞれ修正願います。

これらにつきましては、田・畑の売買案件になりますが、申請地の一部に小作契約が存在し、地権者と小作人との間で、売り渡し時期について再度調整を必要とする事案が生じたため、取り下げられたものになります。

それでは、改めて報告案件の説明をさせていただきます。

議案書の1ページにつきましては、取下げに伴い削除されましたので、2ページから5ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から8で、合計件数は8件、合計面積は54,444㎡で、その内訳は田が38,265㎡、畑が16,179㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

6ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1、貸駐車場用地

番号2、一般個人住宅用地

でございます。

合計件数は2件、合計面積は627㎡で、その内訳は田が290㎡、畑が337㎡でございます。

7ページから8ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

- 番号1、卓球場建築用地
- 番号2、進入用道路用地
- 番号3、一般個人住宅用地
- 番号4、5、6、宅地分譲用地
- 番号7、長屋住宅用地
- 番号8、貸駐車場用地
- 番号9、太陽光発電施設用地
- 番号10、宅地分譲用地
- 番号11、戸建専用住宅建築用地
- 番号12、駐車場用地
- 番号13、宅地分譲用地
- 番号14、15、一般個人住宅用地
- 番号16、17、住宅敷地用地
- 番号18、一般個人住宅用地
- 番号19、太陽光発電施設用地

でございます。

合計件数は19件で、合計面積は9,929.25㎡、この内訳は田が2,678㎡、畑が7,251.25㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

- 番号1、車両置場用地

でございます。

件数は1件で、面積は田で1,083㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

- 番号1及び番号3、一般個人住宅用地
- 番号2、資材置場用地

でございます。

件数は3件で、面積は畑で1,185㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 _____、申請地は畑で面積が144.76㎡、取得年月日は昭和61年3月3日でございます。

番号2、権利者 _____、申請地は畑で面積が323㎡、取得年月日は平成8年3月1日でございます。

これらの案件につきましては、いずれも権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、合計件数は2件、合計面積はいずれも畑で467.76㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 番号1については取り下げに伴い削除されております。番号2から説明させていただきます。

番号2、地区 高野尾、受人 _____、面積 14,776㎡ 渡人 _____ 外1名、面積 3,889㎡ 申請地 高野尾町東南野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 297㎡ 外3筆、合計面積 1,127㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 棕本、受人 _____、面積 11,976㎡、渡人 _____、面積 826㎡ 申請地 芸濃町棕本北沢 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 224㎡ 外2筆、合計面積 826㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化により離農する渡人から要望され、申請地を譲り受けようものです。

番号4、地区 明、受人 _____、面積 10,292㎡、渡人 _____、面積 1,088㎡、申請地 芸濃町楠原北山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,088㎡。

これにつきましては、受人は、遠方により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 高宮、受人 _____、面積 4,354㎡、渡人 _____、面積 4,081㎡ 申請地 美里町五百野中之郷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 284㎡ 外6筆、合計面積 1,984㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、受人の面積が4,354㎡となっておりますが、今回取得する面積を加えますと6,338㎡となり、下限面積要件をクリアするものです。

番号6、地区 辰水、受人 _____、面積 7,103㎡、渡人 _____、面積 1,184㎡ 申請地 美里町穴倉谷垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,060㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 明合、受人 _____、面積 5,678㎡、渡人 _____、面積 4,534㎡ 申請地 安濃町野口北興_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,601㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は6件、合計面積は、7,686㎡、このうち田が1,601㎡、畑が6,085㎡でございます。

これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号2番。

坂倉委員 3番、坂倉です。9月11日に地元推進委員と一緒に現地確認をしてまいりました。隣接地の方がいらして、説明をあまり受けていないということで、後日、家屋調査士の方が説明に行き、隣接地について境界等の立会いをするということでしたので、問題ないと思います。また、高野尾地区農業振興協議会においても、そのような話が出ましたが、今説明したとおりでありますので、特に問題ないと思います。

議 長 番号3番ですが、委員が欠席のため、芸濃の事務局、説明お願いできますか。

事務局 すみません。3番について確認し、後ほど説明させていただきます。

議 長 一時保留ですね。次の番号4番も。

事務局 そうですね。3番、4番につきまして後ほど説明させていただきます。

議 長 番号5番、6番。

事務局 番号5番の高宮地区と番号6番の辰水地区については、本日担当である横山委員が欠席されておりますが、事前に連絡を受けております。9月3日に地元推進委員と現地確認しまして、問題ないとの報告を受けておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとう。番号7番。

浅生委員 12番、浅生です。地元推進委員と現地確認いたしました。別に問題なしということで、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。

川邊委員 24番、川邊です。今の許可は、番号3番、4番を除くということによろしいですね。

議 長 はい、3、4番は保留としておりますので、後ほど事務局より説明することとしております。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 高茶屋、申請者 _____、申請地 高茶屋小森町向山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 989㎡。

これにつきましては、申請者の実家近くに農家住宅を建築し、農業を後継しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里山室町松尾_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 2,996㎡のうち2,209㎡。

これにつきましては、申請者と息子が共同で行う太陽光発電施設用地とするものですが、平成10年頃から自己が営む大工業の資材置場として、既に使用している旨の始末書が提出されています。

パネル設置面積は、950.4㎡、設置率は、転用面積の43%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお、議案第4号にて申請地の残り面積787㎡を資材置場として貸し付ける旨の審議、議案第5号では、共同事業者である息子へ申請地を使用貸借させる旨の審議を後ほど説明させていただきます。

以上、件数は2件で、合計面積は3,198㎡、このうち田が2,209㎡、畑が989㎡でございます。

これら案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとう。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番

号1番。

事務局 はい。1番の太田委員が欠席されておりました、事前にご報告いただいております。7日に地元推進委員立会いのもと、現地確認を実施して問題ないとのことでありましたので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。番号2番。

坂倉委員 3番、坂倉です。9月7日に守山会長、喜多部会長、地元推進委員と現地確認しました。事務局の説明どおりで特に問題ございません。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページから16ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部五反田 _____、台帳地目 畑・現況地目 山林、面積 247㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものですが、昭和43年頃に耕作不便であったことから植林し、これまで山林として管理されてきた旨の始末書が提出されております。

パネル設置面積は一体利用地を含め、296.46㎡、設置率は、転用面積の85%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____ 申請地 分部五反田 _____、台帳地目・現況地目 田、面積 1,602㎡ 外1筆 合計面積 1,621㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,053㎡、設置率は、転用面積の64.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部大山田 _____、台帳地目 畑・現況地目 山林、面積 813㎡ 外2筆 合計面積 1,408㎡

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものですが、昭和63年頃に耕作不便であったことから植林し、これまで山林として管理されてきた旨の始末書が提出されております。
パネル設置面積は648㎡、設置率は、転用面積の46%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 櫛形、受人 _____、渡人 _____ 申請地 分部五反田 _____、台帳地目・現況地目 田、面積 1,629㎡

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、648㎡、設置率は、転用面積の40%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 櫛形、受人 _____、渡人 _____ 申請地 分部五反田 _____、台帳地目・現況地目 田、面積 162㎡ 外1筆、合計面積 975㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、648㎡、設置率は、転用面積の66.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 櫛形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部五反田 _____、台帳地目・現況地目 田、面積 813㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、597.18㎡、設置率は、転用面積の73.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町上野上ノ垣内 _____、台帳地目・現況地目 田、面積 1,132㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、351.17㎡、設置率は、申請地が周囲に比べ高台に位置し、法面を含んでいることから、転用面積の31%となっております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本墓沢 _____、台帳地目 田・現況地目 雑種地、面積 1,000㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、長屋住宅を建築しようとするものですが、平成5年頃に一部碎石を敷設し、農地以外の形態となっている旨の始末書が提出されています。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号9、地区 棕本、受人 _____（使用借人） _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本墓沢 _____、台帳地目 田・現況地目 雑種地、面積 1,140㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、長屋住宅を建築しようとするものですが、平成5年頃に一部砕石を敷設し、農地以外の形態となっている旨の始末書が提出されています。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 長野、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美里町北長野松香田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 47㎡ 外1筆、合計面積 178㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は一体利用地を含め、170.52㎡、設置率は、転用面積の76.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 高宮、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 美里町五百野長田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 548㎡ 外1筆、合計面積 848㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、449.88㎡、設置率は、転用面積の53.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 高宮、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町五百野長田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 261㎡ 外2筆、合計面積 862㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

なお、当該事業用地には稲葉町地内の畑1筆も含まれることから、全体として1,004㎡となり、この部分については、第2農地部会で審議されるものになります。

稲葉町地内の申請地も含めまして、パネル設置面積は、469.44㎡、設置率は、転用面積の46.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 村主、受人 _____ (賃借人) 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町川西岡副_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 323㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、足場組立に使用する部材等を置くための資材置場として転用し、隣接地で自らが営む会社に賃借しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 安濃、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多堀河部_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 289㎡。

これにつきましては、受人は申請地の近接地にある事務所が手狭であり不便であることから、渡人から申請地を譲り受け、規模拡大を目的に事務所を移転

しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多堀河部_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 346㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多堀河部_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 346㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町野口大谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 478㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は17件で、合計面積は13,635㎡、このうち田が8,488㎡、畑が5,147㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番から6番まで、全部楕形です。

前川委員 5番、前川です。1番と5番と6番は9月7日の日に、地元推進委員と現地確認しました。2番と3番と4番は守山会長、喜多部会長と地元推進委員と現地確認しました。2番に関しては、当日地元推進委員が欠席ということで、他の日に確認しまして、特に問題ないということですので、よろしく願います。この6つの案件に関して、地元自治会と協定書を結んでいるということです。問題ないと思いますのでよろしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。7番は私の地区でして、現地回りしまして、地元推進委員も別に問題なしということでしたので、事務局の説明の通りでございます。

議長 番号8番と9番。

事務局 はい、議長。先ほど川口委員に連絡が取れまして、この案件につきまして、7日に会長、部会長立会いのもと現地確認をさせていただきまして、地元推進

委員も何も問題ないということで、ご報告いただきましたのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとう。番号10番。

事務局 はい、議長。こちら横山委員の案件になりまして、本日欠席されております。10番長野地区、11番高宮地区、12番高宮地区について、事前に報告いただいております。まず10番の長野については3日に現地確認を地元推進委員の方と実施しまして、問題ないとの報告を受けております。11番高宮地区についても3日に現地確認をさせていただきまして問題ないと報告を受けております。12番につきましても、こちらは1筆稲葉町の筆も含んでおります。それについては午後からの現地確認の際、会長の立会いで見えており、美里の3筆については3日に事前に確認しております。問題ないとの報告を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとう。番号13番。

平井委員 13番、平井です。9月7日に現地確認を行いました。地元推進委員も問題なしということでございますので、事務局の説明どおり問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとう。番号14番から16番まで。

浅生委員 12番、浅生です。14番から16番の件です。地元推進委員も問題なしということで、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとう。番号17番。

浅生委員 12番、浅生です。地元推進委員も問題なしということで、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとう。地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 大里、借人 _____株式会社 代表取締役 _____、貸

人 _____、申請地 大里山室町松尾_____、台帳地目 田・現況地目 雑種地、面積 2,996㎡のうち、787㎡。

これにつきましては、借人は現在の資材置場が手狭になってきたことと、主に受注工事の多いエリアから申請地が近接していることから利便性が良いため、資材置場として3年間の自動更新により、借受けようとするものですが、平成10年頃から自己が営む大工業の資材置場として、既に使用している旨の始末書が貸人より、提出されています。

以上、件数は1件で、面積は田で787㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

坂倉委員 3番、坂倉です。9月7日に地元推進委員と現地確認をしました。事務局の説明どおり、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 大里、借人 _____、貸人 _____、申請地 大里山室町松尾_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 2,996㎡のうち2,209㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものですが、平成10年頃から自己が営む大工業の資材置場として、既に使用している旨の始末書が貸人より提出されています。パネル設置面積は、950.4㎡、設置率は、転用面積の43%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、面積は田で2,209㎡でございます。いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のす

べてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

坂倉委員 3番、坂倉です。9月7日に地元推進委員と現地確認しました。事務局の説明どおり、特に問題ございませんので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。

次に、先ほど議案第1号で保留した件について、事務局から説明があります。

事務局 はい。川口委員の案件ですけれども、連絡させていただきまして事前に7日の日に地元推進委員と現地確認をさせていただいて、問題ないと報告を受けましたのでよろしくお願いします。

議 長 ということですが、皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、保留の件について異議なしと認め許可することに決定いたします。

次に別冊でお配りしました、議案第6号 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

まず、議案書の訂正をお願いいたします。議案書3ページ目の農用地利用集積計画の概要をご覧ください。

番号9の右側、受付地区の欄ですが、正しくは上野地区になります。千里ヶ丘とあるのを、上野と修正願います。申し訳ございませんでした。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で9,001㎡、契約件数は3件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で3,033㎡、契約件数は1件でご

ございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で15,985㎡、契約件数は5件でございます。

芸濃地区につきましては、畑の使用貸借で333㎡、契約件数は1件でございます。

美里地区、香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて28,019㎡、畑の集積が、使用貸借で333㎡、合計契約件数は10件、合計面積は28,352㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区1件、河芸地区1件、安濃地区5件で合計7件、合計面積は27,676㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で70%、面積で97.6%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。
整理番号1、ほか1件の_____に関する分についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この2件について、いかがでしょうか

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、議案第6号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
第9回第1農地部会を終了いたします。

午前10時45分

上記は、第9回第1農地部会の議事を録したものである。

平成30年9月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____